

## PRESS RELEASE NO.15-5002

2009年6月15日

# 「HOME'Sマイルーム保険」補償内容を拡充

## ～借家人賠償責任オールリスク担保特約・修理費用保険金オールリスク担保特約をセット～

日本最大級の住宅・不動産情報ポータルサイト「HOME'S」を運営する株式会社ネクストのグループ企業である株式会社ネクストフィナンシャルサービス(本社:東京都千代田区、代表取締役社長:中村安志)は、このたび、引受保険会社と提携し、企画・運営する賃貸入居者向け家財保険「HOME'S マイルーム保険」(引受保険会社:ジェイアイ傷害火災保険株式会社)の商品内容を一部改定し、販売を開始いたしました。



<http://www.next-fs.jp/financial/>

### ■「HOME'S マイルーム保険」とは

不動産会社様への業務効率的メリットと、入居者様への安心の提供を目的とし、ジェイアイ傷害火災保険社との提携により2005年9月より販売を開始した賃貸入居者様向け家財保険です。

### ■補償内容拡充の概要

「HOME'S マイルーム保険」では、従前より家財の補償、借家人賠償(修理費用保険金を含む)、個人賠償のセットでご提供してまいりましたが、この度、借家人賠償責任オールリスク担保特約・修理費用保険金オールリスク担保特約を付帯させ、補償範囲を拡大してご提供することといたしました。

#### (補償拡大の内容)

	改定後(補償拡大後)	現行(補償拡大前)
借家人賠償責任	被保険者が保険証券記載の住宅の所有者でない場合において、その住宅が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する <u>偶然的な事故により損害を受けたため</u> 、その住宅の貸主に対して負担する法律上の賠償責任	被保険者が保険証券記載の住宅の所有者で無い場合において、その住宅が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する <u>火災、破裂または爆発、盗難、給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水による水漏れにより損害を受けたため</u> 、その住宅の所有者に対して負担する法律上の賠償責任
これまでの事故の要件は、『 <u>火災、破裂または爆発、盗難、給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水による水漏れ</u> 』に限定されていましたが、『 <u>偶然的な事故</u> 』としてことで、補償の範囲を拡大いたしました。		
修理費用保険金	被保険者が保険証券記載の住宅の所有者でない場合において、その住宅が、 <u>偶然的な事故</u> によって損害を受け、被保険者がその住宅の貸主との契約に基づきまたは、緊急的に自己の費用で現実にこれを修理したときは、損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用に対して、修理費用保険金をお支払いします。	被保険者が保険証券記載の住宅の所有者でない場合において、その住宅が、 <u>火災、落雷、破裂または爆発、住宅外部からの物体の落下・飛来、給排水設備に生じた事故等</u> で損害を受け、被保険者がその住宅の貸主との契約に基づきまたは、緊急的に自己の費用で現実にこれを修理したときは、損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用に対して、修理費用保険金をお支払いします。
これまでの事故の要件は、『 <u>火災、落雷、破裂または爆発、住宅外部からの物体の落下・飛来、給排水設備に生じた事故等</u> 』に限定されていましたが、『 <u>偶然的な事故</u> 』としたことで、補償の範囲を拡大いたしました。		

ご注意:上記は概要を記載したものです。詳細は、保険約款・特約条項によります。  
 ご注意:この保険は、いわゆる経年劣化による損害や、原状回復費用を補償するものではありません。  
 保険金お支払いの要件は、保険約款・特約条項によります。

(上記の補償拡大により、新たにお支払いの対象となる保険事故の例)

借用住宅の玄関で被保険者が誤って転倒し、その際に部屋のドアを壊してしまった。

- ①その際、遅滞無く大家さんに連絡し、賃貸借契約に基づき、法律上の損害賠償金を支払う場合
- ②その際、緊急的に自己の費用で、ドアを修理した。

	改定後(補償拡大後)		現行(補償拡大前)	
①の場合 借家人賠償責任	○	損害賠償保険金お支払いの対象となります	×	保険金お支払いの対象となりません
②の場合 修理費用保険金	○	修理費用保険金お支払いの対象となります	×	保険金お支払いの対象となりません

ご注意:借家人賠償責任保険金をお支払いする場合は、修理費用保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。(ひとつの事故に対して重複しての保険金お支払いはございません)

### ■今後の展望

「HOME'S マイルーム保険」は、専用システム「保険 HOME'S マネージャー」での申込書作成・印刷・契約管理、ご契約内容意向確認書と一体型の保険申込書、保険料のコンビニエンスストア支払いによる代理店様の保険料管理業務の大幅削減によって、不動産会社様の業務効率化を推進しております。また2009年5月1日より、株式会社ネクストの保険事業が株式会社ネクストフィナンシャルサービスへ移管されました。

今後、同社主要サービスである「HOME'S 賃貸保証」とのシナジーを深めていくことによって、より自由に住み替えができる環境の実現と、住まいや暮らし・生活に関わるフィナンシャルサービスの提供を目指していきます。

### ■取扱店様向けキャンペーンのご案内

この度の補償拡充に際して、2009年6月末日まで、株式会社ネクストフィナンシャルサービスの「HOME'S 賃貸保証」と「HOME'S マイルーム保険」を同時導入いただいた企業様向けに、「HOME'S 賃貸保証」の取扱店手数料アップキャンペーンを開催しております。

詳細は株式会社ネクストフィナンシャルサービスまでお問い合わせ願います。

### ■株式会社ネクストフィナンシャルサービスについて

社名 :株式会社ネクストフィナンシャルサービス  
 設立 :2007年7月18日  
 代表者 :代表取締役社長 中村 安志  
 資本金 :250百万円  
 株主 :株式会社ネクスト(100%出資、東証マザーズ 証券コード2120)  
 所在地 :東京都千代田区内神田1-15-10 内神田FTビル8階  
 連絡先 :電話: 03-5282-2204 (代)  
 URL : <http://www.next-fs.jp/>  
 事業内容:賃貸保証事業、各種保険取り扱い代理事業

### ■本件に関するお問合せ先:

株式会社ネクストフィナンシャルサービス 担当 中村、宮廻(みやさこ) TEL:03-5282-2401

### ■報道関係者お問い合わせ先:

株式会社ネクスト 管理本部 コーポレートコミュニケーション室  
 ネクストフィナンシャルサービス広報担当  
 TEL:03-6204-4067 FAX:03-6204-3963 E-MAIL:press@next-group.jp